

中小企業の経営者・勤労者などの皆さんへ 各種融資・補助制度をご利用ください

中小企業の経営安定化や勤労者の生活改善などを目的に、各種の融資制度を行っています。

問 産業振興課（内線322）

小口融資制度

中小企業の経営安定を図るため、信用保証協会の保証を活用した融資制度です。

対象 市内で1年以上引き続き同一事業所を営む、従業員20人以下の事業所（商業・サービス業については、5人以下）

融資額 2,000万円以内

資金使途 運転資金、軽易な設備資金

返済期間 120カ月以内

利 率 年0.8%（ほかに保証料0.5%～2.2%が必要）※既借入などによっては、融資が受けられない場合もあります。

申・問 市内の銀行・信用金庫の各支店
または市役所産業振興課（内線322）

勤労者向け住宅資金・生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と福祉向上を図るためにも、東海労働金庫と提携した融資制度です。

対象 いずれも市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務する満20歳以上の方（返済期日満了時に満75歳以下の方）

●住宅資金融資制度

内容 1世帯1物件で、2,000万円以下（返済は35年以内）※金融機関から住宅関連の融資を受けている場合は、その状況によって本制度を利用できないことがあります。

●生活安定資金制度

内容 1世帯200万円以内（返済は15年以内）
※自家用車取得や教育費など、具体的な計画が必要です。

申・問 東海労働金庫可児支店（TEL 0120-60-8623）

小口融資等信用保証料助成制度

対象 各小口融資制度（①市小口②県小口③全国小口）を利用した方

助成額 融資実行の際に支払った信用保証料の額（上限50万円、100円未満切捨）

小規模事業者経営改善資金（マル経）利子補給制度

対象 日本政策金融公庫のマル経融資を利用した方

補助額 約定利息の1～12回目までに支払った利子の全額（100円未満切捨）

創業者支援補助制度

対象 市内で創業する方（創業後5年以内の方も含む）で、認定特定創業支援等事業（※）を受講した方
※認定特定創業支援等事業…土岐商工会議所などが実施する創業関連セミナーなどにおいて、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4項目の知識を習得できる事業

●創業者利子補給

対象 市小口融資、日本政策金融公庫の創業関係融資を受けて創業した方

補助額 利子の0.8%分を補助
(年間限度額100万円)

補助期間 返済期間全体の1/3、最長3年間

●創業者店舗賃貸借促進補助

対象 創業者へ店舗・土地を貸付する方（所有者とは異なる場合があります）

補助額 対象店舗の固定資産税（都市計画税を含む）相当額の1/2以内

補助期間 最長3年間

●創業者家賃補助

対象 店舗等を賃貸し創業した方

補助額 月額家賃の30%×12月分（年間限度額100万円）

補助期間 最長3年間

●創業者出店補助

対象 家屋・土地を自ら取得して出店する方

補助額 対象店舗などの固定資産税（都市計画税を含む）相当額の1/2以内

補助期間 最長3年間（新築5年間）

創業セミナー（無料）

期日 9月28日～10月26日の毎週土曜日 時間 午前10時～午後4時

定員 20人（先着順） ※詳しくは問い合わせください。

問 土岐商工会議所（TEL 052-1131）

